

## 公立大学法人福井県立大学部局長会議規程

平成30年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号。以下「組織運営基本規程」という。）第5条の2第2項の規定に基づき、部局長会議（以下「会議」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（総括）
- (3) 副学長（特定分野担当）
- (4) 事務局長
- (5) 学部長
- (6) 学術教養センター長
- (7) 情報センター長
- (8) 地域経済研究所長
- (9) 恐竜学研究所長
- (10) 学生部長
- (11) 図書館長
- (12) キャリアセンター長
- (13) 学長補佐（特任学長補佐を含み、学長が特に指定した者に限る。）
- (14) 学科長
- (15) 学術教養センター長補佐
- (16) 生物資源開発研究センター長
- (17) 海洋生物資源臨海研究センター長
- (18) 事務局部長

(会議の招集および議長)

**第3条** 会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 会議に副議長を置き、副学長（総括）をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

**第4条** 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(委任)

**第5条** この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。